

CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 127

2001年11月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

行革国民会議ニュース

羊頭狗肉の特殊法人改革

事務局長 並河 信乃

理念の喪失

小泉内閣の看板となった特殊法人改革について、まず道路関係4公団と住宅金融公庫、都市基盤整備公団、石油公団についての改革案が「先行7法人の改革の方向性について」として、11月27日にまとまった。それによると、新聞やテレビで大いに話題となった道路公団の改革については、日本道路公団、首都高、阪神高、本四架橋4公団一体として民営化を検討することとなった。その民営化の形態や高速道路整備計画については新たに設ける第三者機関で検討することになる。また、日本道路公団については、国費の投入は来年度から打ち切り、現行料金を前提とする償還期間は50年を限度とすることとなった。この案であれば騒ぎがピタッと静まったのであるから、誠に不思議である。双方の陣営とも「勝った、勝った」といって、外部のものには狐につままれたようである。

新たに作られる第三者機関の人選をどうするのか、建設する路線をそこで決定するのか国土交通省の審議会で作るのかなどなどの問題がこれから焦点となることは間違いない。肝心のことが先送りされているという批判が多く出されているのも当然である。しかし、今回の案を見て一番問題だと思ったことは、民営化ということの意味について、守る方はもちろん、攻める側も十分な吟味を行っていないということである。つま

り、今回の改革案は結論が先送りされたから問題だということではなく、すでに改革の理念が失われていることが問題なのである。

民営化の意味

言葉どおり解釈すれば、民営化とはたとえば道路公団を(丸ごとあるいは分割して)民間企業にすることである。会社形態としては株式会社ということになるだろう。そして、その株式は上場するかどうかは別として、政府の手から民間の手に移ることになる。政府が過半の株を握って経営方針に口出しする限り、それは国営企業であって、民営化とはいえない。民営化ということは、その会社の経営方針はその会社が自己決定できるようにすることである。逆にいえば、そうしたことが出来なければ民営化が実現したとはいえない。

会社にとって、設備投資計画とはその会社のきわめて重要なものである。設備投資計画が自分で決められない会社とは、民間企業とはいえない。かつて、多くの企業の設備投資計画が通産省の認可にかかっていた時代があった。しかし、そのときでも、やりたい投資が認可されないことはあっても、やりたくない投資をやらされることはなかった。ところが、今度道路公団が民営化されても、道路建設計画は第三者機関であれ

目次

1	羊頭狗肉の特殊法人改革 事務局長 並河 信乃	1
2	「分権化と民営化が公共サービス部門に与える影響に関するILO合同会議」 社会的対話を通して、公共サービスの質と効率性、サービス利用者の満足、公共サービス従事者の ディーセント・ワークの確立をめざす - 自治労政策局長 中島 圭子	3
3	郵政公社についてパブリックコメント提出	5
4	事務局より	6
5	会合案内 行政改革関西フォーラム / 議員と市民の条例づくり交流会議	7,8

国土交通省の審議会であれ、外部が全てを決めることになる。やりたくないとしても、命令でやらざるを得ない。そんな会社をいくらつくったところで、これでは民営化の名に値しない。

たとえばJRの場合、整備新幹線の建設にあたってのJRの負担は建設に伴う受益の範囲内にとどめるなどの措置がとられ、しかもJRの同意が必要などの歯止めが設けられて、JR経営の独立性は全株が政府に所有されている九州JRについても保証されている。今度、道路公団が民営化されるとして、果たしてこのような措置がとられるのであろうか。

高速道路建設計画をどうするか

今回の特殊法人改革の議論は、珍しく特殊法人の形態をどうするかという議論よりも、高速道路計画をどうするかという法人の事業そのものに焦点が当てられた。それは大変な進歩であったといえよう。しかし、あまりにそれを真正面からとりあげたために、守る側としても公団を民営化するしないは問題ではなく、計画を守るかどうか焦点となった。そして、出された結論は公団は民営化するが計画は会社の外で決定するというものであった。改革派は名をとったというが、これでは民営化の名が泣こうというものである。

民営化の本来の出来上がりの姿とは、次のようなものであるべきだろう。道路公団を民間企業とする。新しい企業は、計画路線とされているものをやるかどうか考え、自前で出来ると考えれば建設する。そろばんを弾いて勘定が合わないという計画については、このままでは出来ないと宣言し、国や自治体などの資金援助を求める。国としては、PFIにかけて新会社以外に誰か引き受けるものがあればそこに委託し、ない場合は資金援助の条件を明示して公開入札にかける。そうしたメカニズムを通して、不要不急の計画ならば後回しにされ、意味のある計画ならば実行されることになる。その際、既設の国道整備との兼ね合いや地元負担の問題も議論されるだろう。

ところが、今回の改革案にはこの肝心のところが全く抜け落ちているのである。第3者機関がいかなるものになるかはわからないが、これでは民営化の議論をしようとしても、料金の徴収と道路のメンテナンスを行う管理会社しか作りようがないではないか（驚くべきことに、石原大臣の諮問機関である行革断行評議会の試案は、管理部門だけの民営化案である）。こうした上下分離方式では駄目だというのが民営化論者の一般的な理解なのに、早々と白旗をあげてしまっただけで、今後の議論には多くを期待できない。第3者機関を設けるにあたっては、再度、原点に立ち返った議論がで

きるようにしておく必要がある。整備計画そのものについては、出来るものから粛々とやっていくとあって、神棚にでも飾っておくのがいいのである。

財政当局主導の改革

ついで言えば、本四架橋公団の扱いも不透明である。これを民営化するといっても自立できるわけがない。唯一考えられるのは、過去の債務を全部切り離し、3つの会社に分割して互いに競争させて生き延びる策を考えさせるしかない。地元の協力もその際必要となるかもしれない。しかし、11月27日に出された方針では「4公団を一体として民営化を検討」と書かれており、これがなにを意味するのかが疑念を生むことになる。もし伝えられるように、本四公団を道路公団が引き取るということならば、それだけで道路公団が参ってしまう。そんな民営化があるとは思えない。そもそも、道路公団を民営化し分割するというのは、内部補助をなくそう、あるいは出来るだけ少なくしようということではないか。直接関係のない橋の費用をぶっ掛けてくるのは、改革の理念に反するものである。

こうして考えると、今回の特殊法人改革は財政当局の発想が色濃く出過ぎているといわざるをえない。彼らの発想には、各法人の自己決定能力を高めるという改革の基本理念が完全に欠落している。全ての組織（自治体も含めて）は自分の言うとおりにやるのが当然であり、それを少しでも費用がかからないようにすることが善であると考え、そういう発想で全ての改革案を描いているのであろう。道路公団の問題では、財政当局は今後毎年3000億円にのぼる国費を投入しないという一札を手に入れた。住宅金融公庫も5年以内に廃止ということで、4000億円の補給金の投入が（うまくすれば）不要になる。本四架橋も全部でなくとも一部でも道路にかぶせることが出来れば万幸である。しかし、これでいいのかということである。行政改革の中には、それぞれの組織の構成員にインセンティブを与え、組織を活性化させるという狙いがあった。そうしなければ、内部からの改革の動きも起こりようがない。ところが、そうした発想は、今回の改革にはまったく見出せないのである。これから発表されるほかの法人の改革についても、同様なのではないかと危惧される。

特殊法人改革で1兆円捻り出せというのが小泉首相の方針であった。1兆円捻り出すことは結構だが、そのために改革そのものが金庫番の発想で矮小化されてしまえば、おそらく世論の支持も得られなくなるに違いない。もちろん、これは財政構造改革についてもいえることである。

「分権化と民営化が公共サービス部門に与える影響に関するILO合同会議」

—社会的対話を通して、公共サービスの質と効率性、サービス利用者の満足、 公共サービス従事者のディーセント・ワークの確立をめざす—

去る10月15日～19日、ジュネーブにおいて標記テーマによる「ILO合同会議」（政府代表18名と民間部門の使用者代表7名、労働者代表25名の構成）が開催された。オブザーバーとして、消費者団体代表や国連関係機関の代表、国際労働組合組織や経営者団体の代表なども参加。今日国際的に議論されている公共サービス改革の二つの大きな挑戦、即ち分権化と民営化について、その影響と課題や対応策を明らかにしようというもので、時宜を得た会合となった。

5日間の議論を経て合同会議は「結論」を採択した。この「結論」は、2002年3月の第283回ILO理事会で採択され正式文書となる予定である。

この会合に、労働者代表の一員として参加する機会を得たが、政労使ともに国及び地域社会の持続的発展に留意した前向きかつエキサイティングな議論となったことが印象深く、その一端をご紹介したい。

公共サービスの分権化・民営化の背景と論点

今日の公共サービス改革の中で、分権化と民営化は二つの大きな柱となっており、公共サービスの効率と質を高めるための重要な手段といわれている。また自治体は財源不足に対処するため、サービスの民営化に向けたさまざまなアプローチを試みている。

従来、公共サービス改革を評価するにあたっては、公的な財とサービスの提供、その質とコスト及び効率性に焦点が当てられてきた。本会合では更に、これらの改革が公共サービスを提供している労働者の雇用と労働条件にどのような影響を与えるか、同時にこのことがサービスの質と効率にどのような影響を及ぼすかに言及し検証している点で画期的な成果を引き出したと思う。

本会議の主要な課題は、分権化と民営化の定義、公共サービスの効率性と質、分権化と民営化におけるディーセント・ワーク、分権化と民営化における社会的対話の役割、規制、雇用への影響、労働条件と期間、ILOの行動、について。「結論」もこの論点に沿ってまとめられている。

自治労政策局次長 中島 圭子

参加各国の状況はさまざまだが、政労使の共通点は、ともに公共の利益のためにサービスを提供し社会に貢献しようという立場であり、分権化・民営化は目的ではなく、ユーザー市民に適切なサービスを提供していくための手段であるという認識。また、地方公共サービスは、地域の市民、企業、労使、サービス提供労働者の雇用・労働条件、自然環境から経済環境まで密接に関係していることが、前提として確認されている。

5日間の議論のなかには、今日各国の公共サービスが直面する核心的な課題が網羅されており、一つ一つの議論の結果が今後の各国の指針となるものであった。特徴的な論点は、

公共サービスの規制改革をめぐるのは、労働市場と労働条件への適切な社会的規制により、地域及び社会の持続的発展を追求すべき。

民営化は公共サービスの開発及び効率化と質の向上にプラスに働くか。また、プラスに働くというデータ・証拠はあるか。

民営化が雇用、労働条件、ジェンダーに与える影響への情報・データは少ない。過去の事例からは、民営化がパート化や低賃金化などアンダーカットに結びつく傾向があり、とりわけ女性にその影響が強く及ぶという指摘がなされているがどうか。

より良いサービスのためには、サービスのユーザーである市民及び労使の社会的対話を促進していくことが効果的であるが、対話実現の条件は何か。

分権化と民営化は世界のトレンドではあるが、民営化が万能薬ではないという前提に立つなら、公と民及びNPOなど、担い手の多様化に対応する公共サービスの提供ルールと供給される権利を明確にすべきではないか。

公共サービスの質と水準の向上、効率性の向上のためには、質の高い労働条件、健全な生活に足る賃金、適切な教育訓練、労働者の経験と知恵の活用、自信と誇りなど、ディーセント・ワークの達成が必要。労働者の責任感やクリエイティブな資質をどう引き出すか。ディーセント・ワーク実現の条件は何か。

ILOの枠組みからややはみ出すが、地域公共サービスの雇用創出機能、地域経済活性化効果、市民参画効果を、地域社会開発の観点から積極的に位置付け、取り組むべきではないか、など。

詳しくは、会議報告（英文：ILOホームページ）をご覧ください。

合同会議の「結論」

「分権化と民営化が公共サービスの質と効率性、及び公共サービス労働者のディーセント・ワークに前向きの影響をもたらすために、社会的対話こそ有効」

一言で言えば、これが今会合の総括的な結論である。

先述したが、会議は終始実現可能性を考慮しつつ、今日までの確認や成果、とりわけ1995年社会開発サミットやILOの各活動を踏まえ、「結論」文書をまとめている。

「結論」の総論部分では、分権化と民営化を含むすべてのレベルにおける公共サービス改革にあたっては、「確実に容易な公共サービスへのアクセス」「人間としての基本的ニーズを満たす、普遍的かつ公正なサービスの提供」「完全雇用と貧困の緩和を可能とする持続的な地域経済と社会の開発」「民主主義と人権の向上」を伴わなければならないとした。

また、公共サービス改革の原理は、「政府（地方政府）の明確なプログラムとその実施を確実にする構造と手順を備え、同時に、政府の方針と行動についての説明責任、透明性と公開性を確保すること」「新たな、より良い質のサービスの開発と提供」「改革プロセスにおいて、公務・公共サービス労働者の士気と能力を維持向上させるために、中核的労働基準の遵守とディーセント・ワークを創造すること」「分権化と民営化の設計、実行、評価のための前提条件として、すべての利害当事者の社会的対話を重視すること」「地域及びコミュニティの特性と文化的多様性を尊重するこ

と」などと方向付けられた。

社会対話とディーセント・ワーク

本会合の中であらためて強調されたのが、この二つのILO語とも言われるキーワードだが、この二つは、21世紀の持続可能性を持った社会開発のためのILOの二大戦略となっている。

社会対話(Social Dialogue)について、第87回ILO総会(1999)事務局長報告は、「社会対話は、参加や結社の自由を必要とするため、それ自体が民主的社会的目的でもある。社会対話はまた、紛争の解決、社会的公平そして効果的な政策実施を保証するための手段でもある。社会対話は、それによって諸権利が守られ、雇用が促進され、仕事が確保される手段であり、企業から社会全体にいたるすべてのレベルにおける安定の源泉である」と述べている。

ILOは昨年来、新たに社会対話局を置き、社会対話の指針づくりやツールの提供などの作業を開始しているとのことで、世界のあらゆる地域・レベル・当事者間における社会対話実現を目指している。

ディーセント・ワーク(Decent Work)はどう翻訳することが適切か、定まった表現はないが『安心して働くことのできる仕事』(ILO東京支局訳)、『きちんとした労働』『人間としての尊厳を保つ仕事』などと表現されている。「世界中の人々に共通の願い—自由と平等、保障、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事をしたいという人々の願望を実現するのがディーセント・ワーク。それは、個人の目標であるとともに、国々の開発目標でもある」と、ILOアジェンダはうたっている。

両者は、あまりに当たり前にも聞こえるが、今日のわが国における働き方、労働市場のあり方、地域社会と公共サービスのあり方、経済活動、社会開発の方向のなかに、社会対話というネットをかけ、このディーセント・ワークの達成という筋を通してみたらどうなるか。政・労・使そして市民などそれぞれの立場から議論をしてみたいと思う。

資料

ILO 東京支局 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/conf/index.htm>

「The impact of decentralization and privatization on municipal services (Sectoral Activities Programme)」

ILO 事務局発行

「分権化と民営化が自治体サービスに与える影響(合同会議討議用報告書)」(自治労仮訳)

「DECENT WORK(ディーセント・ワーク)-働く価値のある仕事の実現目指して-」第87回ILO総会(1999)事務局長報告 翻訳発行：ILO 東京支局

「ディーセント・ワークの達成に向けて-地球的な課題」 ILO 事務局 翻訳発行：ILO 東京支局

郵政公社についてパブリックコメントを提出

さる11月13日、総務省の「郵政事業公社化に関する研究会」は中間報告骨子案をまとめ、それに対するパブリックコメントを募集しました。研究会の中間報告には肝心なところが抜け落ちておりましたので、関係者と協議の結果、以下のような意見を11月27日、提出いたしました。時間の関係上、機関決定などの手続きを踏むことが出来ませんので、連絡がとれてご賛同いただけた方々の連署という形をとりましたことを、ご報告いたします。

郵政事業公社化に関する研究会中間報告についての意見

「聖域なき構造改革」を標榜する小泉内閣にとって、郵政三事業の改革は特段に重要な意味を持つものである。中途半端な彌縫策に終われば、小泉内閣の進めるすべての改革に重要な影響が及ぶことになる。この問題の検討にあたっているものは、このことをまず肝に銘ずべきである。

研究会の中間報告に即して言えば、これから設立する郵政公社の位置付けを明確にする必要がある。われわれは、公社の形態は将来の民営化への移行の第1歩であると考えており、その観点からすれば、公社の経営は限りなく民間企業に近いものとしておく必要がある。また、公社が市場の攪乱要因とならないように、共通のルールで活動するような制度設計が必要である。

具体的には、

1 郵便事業について

郵便事業への民間参入は、全面自由化すべきである。全国にネットを張っている公社と競争するには、新規参入者も経営戦略上全国対応をとることは当然であり、いわゆるユニバーサルサービスを義務づけるまでもない。

郵便事業の民間開放に伴い、郵便と宅配便とはほとんど同じ業務になり、それぞれ別個の法律で規制する必要はない。現行の郵便法を廃止し、貨物自動車運送事業法の一部を取り込んだ、信書から小型荷物運送を対象とした新たな法律に再編すべきである。その場合、監督機関は総務省や国土交通省から独立した機関とすべきである。

2 郵貯・簡保事業について

郵貯・簡保事業については、金融庁の検査・監督とすべきである。巨額の自主運用を行う郵政公社が日本の金融市場にもつ影響力はきわめて大きく、金融システムの安定・健全化の観点から、専門的な機関でかつ郵政公社と組織的に切り離された独立の機関が監視・監督することが必要である。

他の金融機関と競争条件を同等にするためには、税金や保険料（預金保険料、生命保険契約者保護機構保険料）に相当する額を、政府保証費として国庫に納入すべきである。あるいは、それぞれの保険機構に加入すべきである。

以上

2001年11月27日

阿島征夫（金属労協事務局長）大田弘子（政策研究大学院大学教授）小倉昌男（ヤマト福祉財団理事長）賀来景英（大和総研副理事長）加藤寛（千葉商科大学学長）加藤裕治（自動車総連委員長）
亀井正夫（住友電工相談役）鈴木良男（旭リサーチセンター社長）
竹中一雄（元国民経済研究協会会長）田中一昭（拓殖大学教授）恒松治（行革国民会議代表）得本輝人（国際労働財団理事長）並河信乃（行革国民会議事務局長）松原聡（東洋大学教授）宮内義彦（オリックス会長）吉井真之（造船重機労連委員長）

【事務局より】

1 「市民税調」の準備

いま、事務局では「市民税調」の発足に向けて準備を進めているところです。当初の予定では今年中に立ち上げるはずでしたが、十分準備をした方がいいと考え、年を越すことになりました。

「市民税調」とは、市民レベルで自由に討議を行い、これからの改革の方向を探り、できれば一定の方向を見出していこうというものです。「税調」という看板を掲げますから、税制の問題がまず議論の対象となりますが、税に使い道についても議論を行うことは当然です。また、単に国の問題だけでなく自治体の問題も議論の対象となるでしょう。政府の組織で言えば、税調と財政制度審議会を合わせたものとどまらず、地方財政審議会や各省に分かれている各種の審議会をも含むこととなります。役所の組織は縄張りが決められていて、なんでも勝手に議論は出来ませんが、市民の組織にはそうした制約が一切ありませんから、なんでも議論できることが最大の強みです。

しかし、間口が広いだけ、それをどうこなしていくかが問題です。一挙に間口を広げれば議論は拡散するだけですから、なんでも議論できることを踏まえたくて、具体的な課題、急ぐ課題に取り組んでいくこととなります。しかし、木を見て森を見ない議論にならないよう、全体の見取り図を胸中に収めて、議論を始めることが必要だと考えております。そのためには、ある程度、足取りのそろったコアメンバーが結成されていることが望ましいわけで、その人選がにいま時間をかけているところです。2～3人でもいいからまず中核部隊を決めて、追々メンバーを増やしていくことが現実的だと考えております。

実はこの「市民税調」を作るという話は、いま急に出てきたものではありません。今年5月に開かれた市民立法機構の総会では「市民社会を強くする方法」ということが論議されましたが、その中の一項目として、この市民税調設立が盛り込まれており、小生からその構想を説明しました。振り出した手形は落とさなければならず、市民立法機構のプロジェクトを、まず国民会議で先行して実現させようというわけです。軌道に乗れば、さらに舞台を広げるために、市民立法機構の主催にすることも当然考えられます。また、市民立法機構での提案は、国政レベルだけでなく、自治体レ

ベルでもどんどんつくろうということでしたから、この呼びかけは市民立法機構が行う方がいいと考えております。

国民会議ではいずれは税の問題を取り上げたいと考えておりました。しかし、それを真正面から取り上げれば必ず意見の衝突が生まれ、国民会議が成り立たなくなる恐れもありました。しかし、諸般の情勢を勘案すれば、国民会議が活動できる時間はあまり残されていないようです。とすれば、最後の数年を、本来やるべきことに集中することが良いのではないかと考えております。

これから税の問題が否応なく出てくるでしょう。そのとき、筋の通った議論が行われるよう、また、その議論が市民の中で継承されていくように、あれこれ工夫を凝らしていきたいと考えております。年明けには、ご案内が出来るようにしたいと考えております。

2 ディーセント・ワーク

ILOなどでディーセント・ワークの議論が行われております。こうした議論は重要であるにもかかわらず、どういうわけか日本では余り紹介されていないと思い、自治労の中島さんに議論を紹介していただきました。是非、ご一読ください。

3 会合案内

土光臨調20周年記念「行政改革関西フォーラム」を12月26日に大阪で開催することになりました。チラシを載せておきましたので、お近くの方は是非ご参加ください。ご参加の方は国民会議事務局までご連絡いただければ手続きをお取り致します。

また、期日間際のご案内になりましたが、12月8日に「議員と市民の条例づくり交流会議」を開催いたします。ご関心のある方のご参加をお願いいたします。

4 訂正

先日、「土光臨調20周年記念論文集」をお配り致しましたが、その190ページ(塩野先生の講演の部分)に段組の間違いが発生しておりました。正誤表をニュースに差し込んでおきましたので訂正をお願いいたします。なお、この論文集は来年初めにイマジン社から出版いたします。

土光臨調 20 周年記念 行政改革関西フォーラムのご案内

日時 2001年12月26日(水) 13時～17時

会場 大阪国際会議場 10階「1001・2」

主催 (社)関西経済連合会、大阪商工会議所、(社)関西経済同友会、
(社)大阪工業会、関西経営者協会

後援 (社)経済団体連合会、関西社会経済システム研究所、(社)行革国民会議

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2001年は第2次臨時行政調査会(土光臨調)発足から20年めに当たります。この間、3公社の民営化はじめ数多くの改革が実行されてきましたが、中央集権的な仕組みは根強く残っており、引き続き改革を進めていかなければなりません。そこで、節目となる今年、土光臨調の基本理念を見つめ直し、これを足がかりとして今の日本、関西が中央集権体制の打破にどのように取り組んでいくかをテーマとするフォーラムを開催し、世論を喚起していきたいと思っております。

年末の慌ただししい時期ではありますが、ぜひ多数の皆様にご参加賜りますようお願い申し上げます。 敬具

2001年11月

(社)関西経済連合会	会長	秋山喜久
大阪商工会議所	会頭	田代和明
(社)関西経済同友会	代表幹事	津田和男
	代表幹事	浅田新一
(社)大阪工業会	会長	領木新
関西経営者協会	会長	奥井功

プログラム

開会

第1部 講演会(13:05～13:45)

「行政改革20年の歩み」

住友電気工業相談役

亀井 正夫 氏

第2部 トーク(13:50～14:50) 「地方分権は革命」

話し手：社団法人 関西経済連合会 行政改革委員長
和歌山県知事

井上 義國 氏
木村 良樹 氏

聞き手：ジャーナリスト

近藤三津枝 氏

第3部 パネルディスカッション(15:00～16:55) 「分権型社会の実現に向けて」

コーディネータ：関西学院大学経済学部教授

林 宜嗣 氏

パネリスト：京都大学経済研究所助教授

岩本 康志 氏

大阪大学大学院法学研究科・法学部助教授

高橋 明男 氏

神戸大学大学院経済学研究科・経済学部助教授

玉岡 雅之 氏

閉会

分権一括法の施行から1年半、自治体が独自に条例をつくり、まちづくりを進める時代を迎えつつあります。しかし、実際に条例をつくりを進める議員や市民の動きは、まだまだ活発とはいえません。もっとお互いの経験や知恵の共有化が求められているのではないのでしょうか。そこで私たちはすでに条例づくりに取り組んでいる人びとの知恵と経験を学びあう場をつくってほしいと、この交流会を企画いたしました。市民立法による条例づくりの活性化に資することができれば幸いです。ぜひご参加ください。

プログラム

13:30～ 開会の挨拶 須田春海(市民立法機構 共同事務局長)

13:35～ 基調報告
「多様化する条例づくりの担い手」 松下圭一(市民立法機構 顧問)

14:05～ 事例報告
「こんな条例をつくらう」 司会:小島聡(法政大学)

- 千葉県子ども権条例 米田修(「千葉県子ども権条例」を実現する会)
- 杉並区大型小売店舗規制条例 まちづくりに夢をつなぐ市民の会
- 東京都小金井市地下水保全条例 藤村忍(小金井・生活者ネットワーク)
- 神奈川県二宮町最終処分場の適正な管理運営に関する条例案
小笠原寿子(神奈川県ネットワーク運動・二宮)
- まちづくり条例の動き 伊藤久雄(東京ランボ)
- 横須賀市市民活動促進条例 小寺野信吾(横須賀市 市民生活課)
- 泉南市無防備宣言条例 香本久雄(虹と緑の500人リスト運動)

15:45～ 課題整理

16:20～ ディスカッション「できる条例」

発言者:

橋本久雄(虹と緑の500人リスト運動/日野市議)
菅原敏夫(東京自治研究センター)
内海麻利(横浜国立大学一校中)
橋本治樹(条例Web管理委員会)

18:00～ 懇親会(参加費別)

参加費

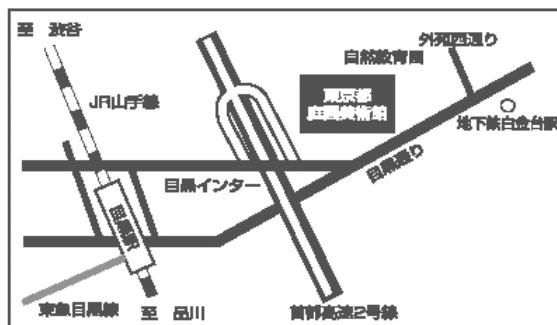
議員:5000円 市民:3000円

主催

市民立法機構

参加申込・お問い合わせは

市民立法機構共同事務局
E-mail●joffice@citizens-i.org
URL●http://www.citizens-i.org/
市民運動全国センター
TEL:03-3234-3844 FAX:03-3263-9175
東京都千代田区豊町2-7-3 西川ビル2F 〒102-0083
(社)行革国民会議
TEL:03-3230-1853 FAX:03-3230-1852
東京都千代田区豊町2-3 豊町ガーデンビル9F 〒102-0083



議員と市民の 条例づくり交流会 12月8日(土)13:30～18:00 東京都庭園美術館大ホール